

広島市規則第 5 0 号

令和 7 年 6 月 2 6 日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和 6 0 年広島市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、広島市広島駅南口第二自転車等駐車場」を削る。

別表第 1 の(2)の表広島市広島駅南口第二自転車等駐車場の項を削る。

別表第 2 の(2)の表中「広島市広島駅南口第二自転車等駐車場及び」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

